

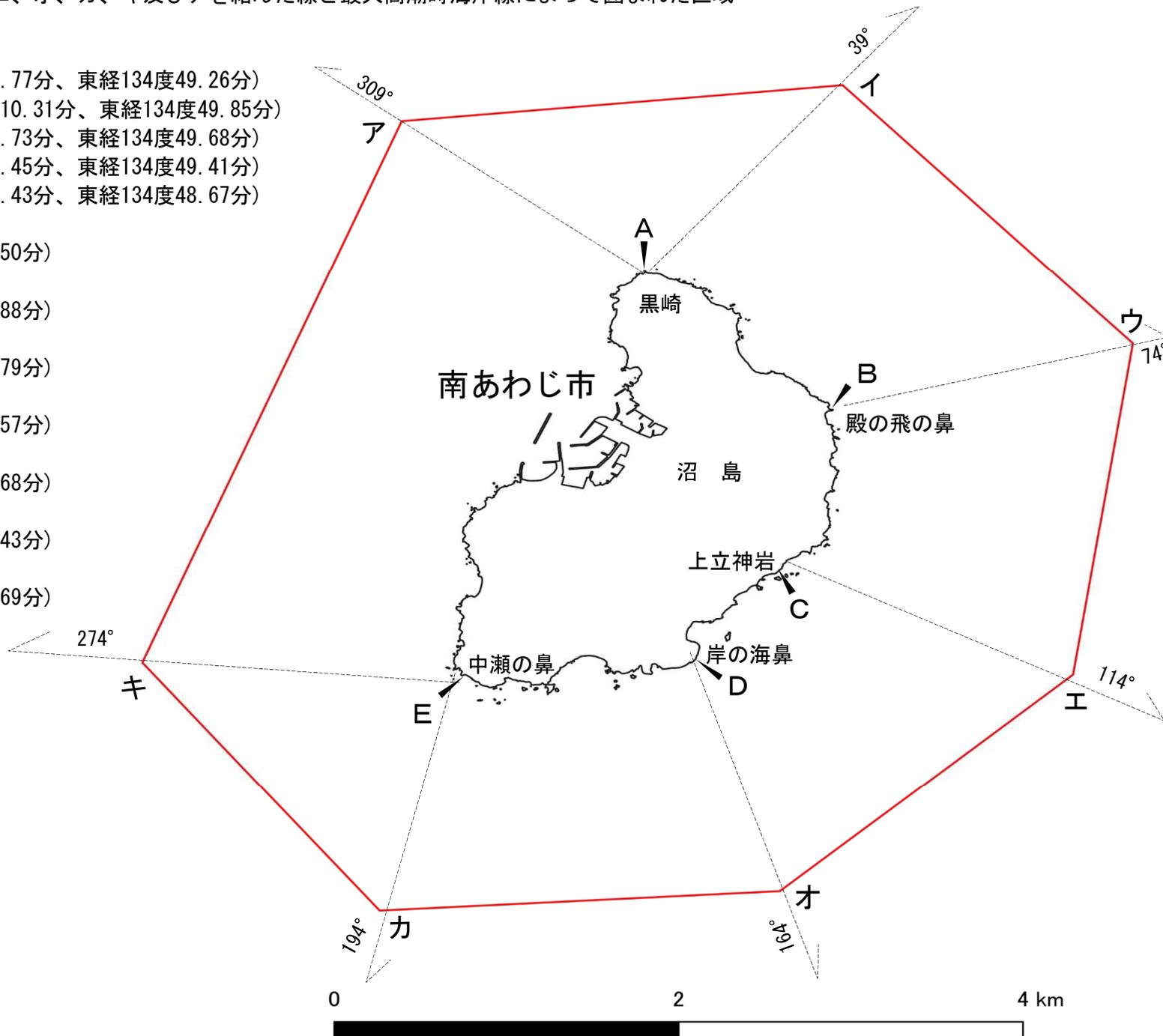
免許番号 共第144号

漁場の位置 南あわじ市沼島地先

漁場の区域 次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

- A 南あわじ市沼島黒崎の鼻 (北緯34度10.77分、東経134度49.26分)
- B 南あわじ市沼島殿の飛の鼻 (北緯34度10.31分、東経134度49.85分)
- C 南あわじ市沼島上立神岩 (北緯34度09.73分、東経134度49.68分)
- D 南あわじ市沼島岸の海鼻 (北緯34度09.45分、東経134度49.41分)
- E 南あわじ市沼島中瀬の鼻 (北緯34度09.43分、東経134度48.67分)
- ア Aから309度1,500メートルの点
(北緯34度11.28分、東経134度48.50分)
- イ Aから39度1,500メートルの点
(北緯34度11.40分、東経134度49.88分)
- ウ Bから74度1,500メートルの点
(北緯34度10.53分、東経134度50.79分)
- エ Cから114度1,500メートルの点
(北緯34度09.40分、東経134度50.57分)
- オ Dから164度1,500メートルの点
(北緯34度08.67分、東経134度49.68分)
- カ Eから194度1,500メートルの点
(北緯34度08.64分、東経134度48.43分)
- キ Eから274度1,500メートルの点
(北緯34度09.48分、東経134度47.69分)



令和5年9月1日 免許
共第144号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	もずく漁業		1月1日から 7月31日まで	1	たこ漁業		1月1日から12月31日 まで	潜水器を用いて水産動植物 を採捕するときは、別に知事 の許可を受けなければなら ない。		
	1	わかめ漁業		2月1日から7月31日 まで	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	あまのり漁業		11月1日から 4月30日まで	2	ます網漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	ひじき漁業		11月1日から 6月30日まで	2	雑魚かご網漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	いぎす漁業		5月1日から 9月30日まで							
	1	ふのり漁業		1月1日から 6月30日まで							
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	いがい漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	かき漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	いせえび漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	うに漁業		1月1日から12月31日 まで							
1	なまこ漁業		1月1日から12月31日 まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号	共第144号		摘 要				

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	南あわじ市沼島2367番地2 沼島漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		